

2018  
年度

# 『遺族支援保険事業』『入院支援保険』『積立年金』 『傷害総合保険』『公務員賠償責任保険』

## の加入者募集のご案内

申込締切日

2018年8月24日(金)

※2018年7月～8月上旬にかけて  
各種保険のパンフレット配付予定

・制度内容など詳細については、最新のパンフレットをご確認ください。  
・募集パンフレット及び加入申込書は、所属所の共済事務担当課へ備えつけられています。加入を希望される方は、申込書を8月24日までに共済事務担当課へ提出してください。

### 遺族支援保険等

#### 【メリット】

1. 退職後も無告知で継続可能！！
2. 簡単な告知で加入が可能！！
3. うれしい配当金制度！！

(遺族支援保険・遺族支援プラス75・医療保険に限ります。)

#### 【制度案内】

共済組合では、不測の事態(死亡や病気など)の備えとして、生命保険(遺族支援保険)などを取り扱っています。現在、「遺族支援保険」は約9,300人の組合員と約3,600人のご家族の方が加入されています。(2018年1月時点)

保険未加入の組合員のみなさんは、年に一度のこの機会に加入をご検討ください！

2018年度  
改正ポイント！

1. 保険料率の引き下げ 遺族支援保険と遺族支援プラス75の保険料率が2019年1月1日更新分から引き下げられます！
2. 配偶者コースの増設 遺族支援保険と遺族支援プラス75の配偶者コースに、それぞれ上位コースが増設されます！
3. 遺族支援保険の退職後継続延長 遺族支援保険の加入について、退職後においても69歳まで延長が可能となります！  
(ただし、退職後に継続出来る保険金額の範囲は、遺族支援プラス75と合算して1,000万円または単独で1,000万円を限度とします。)

【制度図】

在職中

退職

退職後

不測の事態に備えて  
(死亡・高度障がい)

#### 遺族支援保険 (本人・配偶者・子ども)

不測の事態(死亡・高度障がい)となった場合の生活費の保障  
死亡・高度障がい保険金500万円～4,000万円 ※1

☆配偶者上位コース：『1,500万円』増設☆

退職後も継続可能  
69歳まで

配当金

※ただし、遺族支援プラス75と合算して  
1,000万円または単独で1,000万円まで

#### 遺族支援リレープラン (80歳まで)

一時払退職後終身保険(45歳から)

一時払退職者傷害保険(保険期間10年)

※この3つの制度は引受会社の個人保険となります

#### 遺族支援プラス75 (本人・配偶者)

不測の事態(死亡・高度障がい)となった場合の生活費の保障  
死亡・高度障がい保険金50万円～1,000万円 ※1

☆配偶者上位コース：『500万円』・『1,000万円』増設☆

退職後も継続可能  
75歳まで

配当金

#### 遺族支援継続給付 (本人・配偶者)

不測の事態(死亡・高度障がい)となった場合の生活費の保障  
75歳まで加入時と同じ保険料率で継続可能  
死亡・高度障がい保険金300万円・500万円 ※1

退職後も継続可能  
75歳まで

#### 医療保険 (本人・配偶者・子ども)

継続した入院(2日以上)の保障  
入院給付金(1日につき)3,000円、5,000円、8,000円、10,000円 ※2

退職後も継続可能  
69歳まで

配当金

#### 総合医療給付 (本人・配偶者)

入院・手術などの幅広い保障  
入院給付金・保険金(1日につき)3,000円、5,000円 ※1

退職後も継続可能  
69歳まで

#### 三大習慣病保険 (本人・配偶者)

所定の「悪性新生物(がん)」と診断確定されたとき、または「急性心筋梗塞」・  
「脳卒中」を発病して所定の状態になられたとき、もしくは所定の手術を受  
けられたときの保障  
特定疾病保険金300万円・500万円 ※1

退職後も継続可能  
69歳まで

#### 7大疾病保障特約

7大疾病保険金(主契約保険金の5割)150万円・250万円 ※1

所定の「悪性新生物(がん)」と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・  
重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態(※)になったとき

#### がん・上皮内新生物保障特約

がん・上皮内新生物保険金(主契約保険金の1割)30万円・50万円 ※1

所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき

#### 長期療養給付 (本人)

がん・急性心筋梗塞・脳卒中中の長期休職中の所得補償  
保険金額月額10万円 ※3

59歳まで

※1：年齢別・男女別の保険料になります。  
 ※2：年齢別の保険料になります。  
 ※3：年齢・男女別にかかわらず同額の保険料になります。  
 ※4：記載の年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。  
 (例) 保険年齢40歳 = 2018年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※「遺族支援プラス75」・「遺族支援継続給付」・「医療保険」・「総合医療給付」・「三大習慣病保険」の加入は「遺族支援保険」の加入が必要です。  
 ※制度内容についてはパンフレットをご確認ください。  
 ※「長期療養給付」の加入は「三大習慣病保険」の加入が必要です。  
 ※配偶者・子どもの加入はそれぞれの制度の本人加入が必要です。  
 ※退職後継続は在職中からの加入が要件となります。  
 ※退職後継続には遺族支援保険もしくは遺族支援プラス75の加入が必要です。  
 ※遺族支援継続給付のみ単独での継続可能です。

(※)【三大習慣病保険】  
 ・急性心筋梗塞・脳卒中の場合、所定の状態には所定の手術を受けた時を含みます。  
 ・7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。  
 ・7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。  
 ・特定疾病保険金、死亡保険金または高度障がい保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である三大習慣病保険(無配当特定疾病保障定期保険II型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

### 入院支援保険

#### 【メリット】

1. 日帰り入院でも5万円受取り可能！！
2. 遺族支援保険に加入されてなくても加入可能！！
3. 団体契約につきお手頃な保険料で加入可能！！

(例) 23歳 = 月額570円(概算) ※年齢別の保険料になります。

#### 【制度案内】

病気やケガにより入院した場合、1回の入院につき初期費用として3万円をお支払いします。また入院支援として1月に2万円をお支払いします。

- ・ 疾病の治療を目的として入院したとき  
⇒『疾病入院初期費用保険金3万円(1回の入院につき)』『疾病入院支援保険金2万円(1月につき(注))』
  - ・ 傷害の治療を目的として入院したとき  
⇒『傷害入院初期費用保険金3万円(1回の入院につき)』『傷害入院支援保険金2万円(1月につき(注))』
- (注) 入院日数30日ごとに1月として計算し、30日未満の端日数については切り上げて1月とします。

【手続き(遺族支援保険等、入院支援保険)】年に一度のお手続きの機会です！

- 既加入の方へ 申込内容の見直しができます！
- 今年度退職予定の方へ 保障内容を検討する最後の機会です！

## 積立年金

公的年金を補完し、ゆとりある生活を維持していくための年金としてご利用ください。

### 【メリット】

1. 給与控除で気軽に積み立てが可能！！
2. 予定利率が年 1.25%！！
3. 「個人年金保険料控除」の対象となる場合あり！！

### 【制度案内】

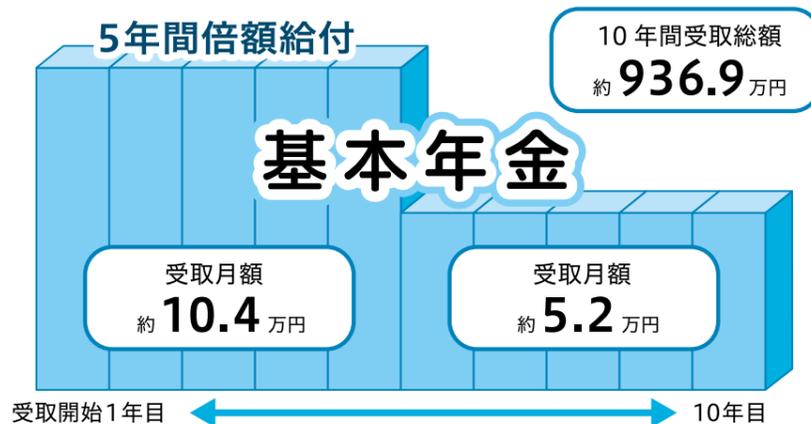
- 予定利率  
2018年5月1日現在年 1.25%
- 加入日  
2019年1月1日
- 無理なく積み立て  
毎月 1,000 円から積み立てられます。
- 税法上の取扱い  
加入日から掛金払込満了日までの払込期間が 10 年以上ある方は、払い込んだ保険料は「個人年金保険料控除」の対象となります。  
※ 税務の取り扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。
- 加入資格  
加入日（2019年1月1日）に満 18 歳以上満 58 歳未満の互助会会員で申込日現在健康で就業している方で掛金払込満了年齢（60 歳）まで 2 年以上ある方、払込満了年齢まで 10 年以上ある方
- 口数変更  
すでに加入されている方で、積立金額の変更を希望される方は、口数を変更できます。（変更は 2019 年 1 月控除分からです。）

### 【手続き】

新規加入、口数の変更を希望される方は、申込書を所属所の共済互助会事務担当課へ提出してください。

### <ご加入例>

加入年齢：35 歳、月払積立：20 口（1 口 = 1,000 円）  
払込満了年齢：60 歳、特別積立：4 口（1 口 = 10,000 円）  
掛金払込満了時の積立金を支払型二段階型 10 年確定年金（年金原資約 899.6 万円）で受け取る例です。



- ※ 給付額は現時点では確定しておらず、変動（増減）します。
- ※ 記載の給付額は、予定利率（2018年5月1日現在年 1.25%）に基づき計算していますが、実際にお支払する金額は変動（増減）することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。なお、基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）については、将来変更される場合があります。
- ※ 記載の給付額には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積み増しに充当されます。
- ※ 年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。積立金（脱退一時金）は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。詳細は、パンフレットをご覧ください。
- ※ この制度は、次の生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。明治安田生命保険相互会社

★ 専用 WEB サイトもご覧ください！ ★ <http://www.group-welfare.jp/hsk>

#### ■ 引受保険会社 ■

明治安田生命保険相互会社 中国・四国公法人部（遺族支援保険等・積立年金） TEL 082-247-6987  
明治安田損害保険株式会社（総合医療給付（損害保険部分）、長期療養給付、入院支援保険）

#### ■ 取扱代理店 ■

明治安田生命保険相互会社 中国・四国公法人部 TEL 082-247-6987  
有限会社 広島共済事務サービス TEL 082-545-8585

MY-A-18-他-005073

## 傷害総合保険

### 【特長】

- ・ 自転車をぶつけて他人にケガをさせた場合、飼犬が他人に噛み付いてケガをさせた場合、ボールで他人の家のガラスを割ってしまった場合など、他人に損害を与え、法律上の賠償責任が生じたときなどに補償します。（個人賠償責任）
- ・ 偶然の事故により、被保険者（保険の対象となる方）の居住する住宅外で被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に損害が生じた場合などに補償します。（携行品損害）

### 【制度案内】

#### 傷害（地震によるケガも補償）

- 死亡・後遺障害補償（242.8 万円（本人型の場合））
- 介護補償（年額 400 万円）



（例）交通事故により要介護状態になった

#### 被害事故

- 被害事故補償（5,000 万円）



（例）ひき逃げにあい死亡した

#### 個人賠償責任

- 個人賠償責任補償（1 億円）



（例）自転車で他人にケガをさせた

#### 携行品損害

- 携行品損害補償（※ 保険期間を通じて合計 50 万円（自己負担額 1 事故 3,000 円））



（例）外出中にカメラが落ちて壊れた

4つの基本補償プラン

月額保険料（基本補償プラン）

本人型 980 円 夫婦型 1,190 円 家族型 2,150 円

保険期間 1 年、職種級別 A 級、団体割引 10% 天災危険補償特約セット

## 公務員賠償責任保険

### 【特長】

組合員が、公務に起因する損害賠償請求などをされた場合に、個人が負担することとなる法律上の損害賠償金と争訟費用を補償します。

### 【制度案内】

- お支払いする保険金（損害賠償金 + 争訟費用で 5,000 万円までが限度です。）

- ・ 組合員が負担する争訟費用（弁護士費用、訴訟費用）
- ・ 組合員が請求された法律上の損害賠償金

※ 住民訴訟以外の手段により損害賠償請求を受けた場合には、訴訟提起がなされていなくても保険金のお支払いの対象となります。

年額保険料 6,300 円 保険期間 1 年

このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

■ 引受保険会社 ■  
損害保険ジャパン日本興亜株式会社広島支店・法人第一支社 TEL 082-243-6201  
〒 730-8712 広島市中区紙屋町 1-2-22

■ 取扱代理店 ■  
有限会社 広島共済事務サービス TEL 082-545-8585  
〒 730-0036 広島市中区袋町 3-17 シンヨービル 7 階

SJNK18 - 02765、2018/06/06

<お問い合わせ先>

遺族支援保険等・入院支援保険・傷害総合保険・公務員賠償責任保険：福祉課 TEL 082-545-8886

積立年金：事業課 TEL 082-545-8118